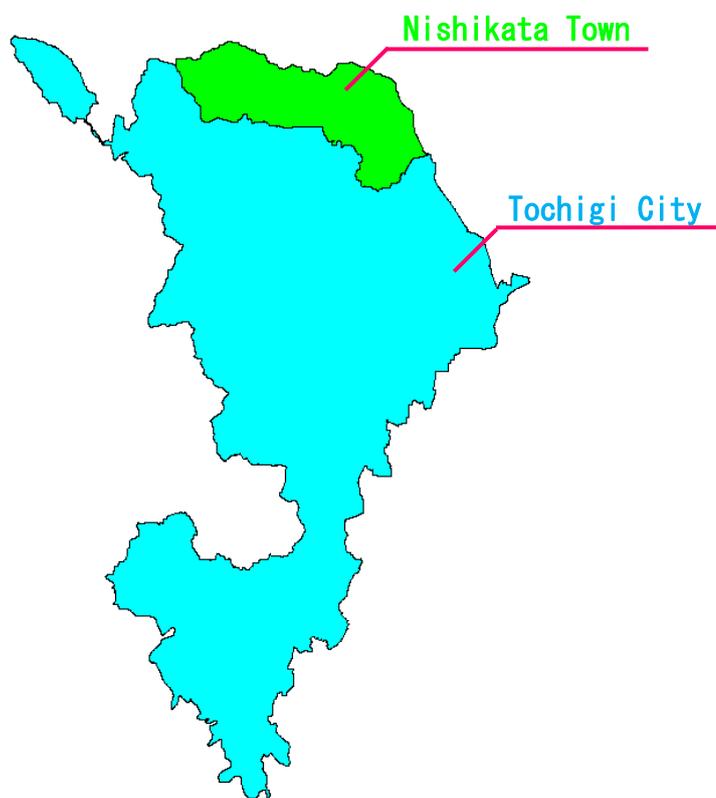


栃木市・西方町合併協議会

第4回 会議資料（別冊2）



日時：平成23年3月29日（火）午後2時

会場：栃木市栃木保健福祉センター 2階大会議室

合併協定項目以外の主な調整方針 (B・Cランク)

栃木市・西方町合併協議会

No.	事務事業名	現 況				調整内容	
	事務事業番号	栃木市		西方町			
14	市町水防計画に関すること	水防法第 32 条に基づく水防計画を定め、区域内の水防に当たる。		水防法第 32 条に基づく水防計画を定め、区域内の水防に当たる。		計画に差異があるため、合併後に再編する。	
	173						
No.	事務事業名	現 況				調整内容	
	事務事業番号	栃木市			西方町		
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域		
19	防犯灯の設置及び管理に関すること	【設置】 ・自治会からの申請に基づき、現地調査ののち、設置の可否を決定し、市が設置する。（移設、撤去も含む。）			【設置】 ・自治会からの申請に基づき、現地調査ののち、設置の可否を決定し、町が設置する。（移設、撤去も含む。）	現行のとおりとする。	
	115	【維持管理】 ・蛍光管の取替等の維持管理は自治会が行う。	【維持管理】 ・蛍光管の取替等の維持管理は自治会が行う。	【維持管理】 ・蛍光管の取替等の維持管理は市が行う。	【維持管理】 ・蛍光管の取替等の維持管理は自治会が行う。	【維持管理】 ・蛍光管の取替等の維持管理は自治会が行い、費用は町が支払う。	防犯灯の維持管理については、市町により差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後 1 年を目途に再編する。
		【電気料金】 ・電気料金は自治会が負担 ・市が申請により補助 1 灯 1 / 2 を限度	【電気料金】 ・電気料金は自治会が負担 ・市が申請により補助 自治会管理分 1 灯 1,500 円	【電気料金】 ・電気料金は市が負担	【電気料金】 ・電気料金は自治会が負担 ・市が申請により補助 自治会管理分 1 灯 1,500 円 通学路分 1 灯 2,200 円	【電気料金】 ・電気料金は町が負担	防犯灯の電気料金については、市町により差異があるため、合併時は現行のとおりとし、合併後 1 年を目途に再編する。

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
4	市民無料法律相談に関する事	<p>【弁護士相談概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 毎月第2・4金曜日 10:00～12:00 ・開催場所 市役所 ・定員 約10人/日 ・受付 事前予約制 <p>※総合相談の一相談項目として実施。弁護士1名。</p> <p>【21年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士相談→222件（旧栃木市172件、旧大平町17件、旧藤岡町33件） 	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	6	<p>本庁において毎月2回（第2・4金曜日）、大平総合支所において奇数月第3木曜日（隣保館事業）、藤岡総合支所において偶数月第3火曜日に実施する。</p>		
5	一般相談に関する事	<p>【場所】 市役所1階市民相談室及び総合相談会場</p> <p>【相談内容】 様々な民事、家事相談などについて、市民相談員及び職員が市役所の開庁時に随時応じる。</p> <p>【21年度実績】 1,334件</p>	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	7			

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
6	総合相談に関すること	<p>【総合相談概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 毎月第 2・4 金曜日 10:00～12:00 ・開催場所 市役所 ・受付 弁護士相談のみ事前予約制 	<p>【相談概要】</p> <p>人権・心配ごと・行政相談 日時：毎月 18 日 13:00～15:00 場所：保健センター 受付：当日 相談員：民生委員・人権擁護委員・行政相談委員</p>	合併時に再編する。
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・相談項目 弁護士相談、市民相談、行政相談、人権相談、家庭児童相談、青少年相談、移動県民相談 <p>【21 年度実績】 203 件 本庁において、毎月 2 回実施する。 大平総合支所において隣保館の生活困りごと相談を実施する。 都賀総合支所において、合同相談（心配・困りごと・人権・行政）を実施する。 各総合支所において実施する社会福祉協議会の困りごと相談と連携する。</p>		
8	住民活動保険に関すること	<p>市内に活動の拠点を置く住民団体等が行う住民活動中の事故について、住民活動保険をもってこれを補償する。</p> <p>賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体賠償 限度額 1 名 1 億円又は 1 事故 3 億円 財物賠償 限度額 1 事故 300 万円 保管物賠償限度額 1 事故 300 万円 	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 4	<p>災害等補償（傷害）</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡 500 万円 後遺障害 15 万円～500 万円 入院 1 日につき 3,000 円 通院 1 日につき 2,000 円 		

様式2

栃木市・西方町合併協議会への報告（ランクB）

住民部会 住民分科会

No.	事務事業名	現 況		調整内容	
	事務事業番号	栃木市	西方町		
18	自動交付機に関する事	印鑑登録証明書及び住民票の写しの交付について、自動交付機を設置することにより、市民サービスの向上及び窓口業務の効率化を図る。	該当なし		栃木市の例により合併時に統合する。
	93	栃木市役所本庁及び大平総合支所に設置している。			

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
4	配食サービス事業に関する事	<p>日常生活に支障があるひとり暮らし高齢者等に、栄養のバランスのとれた食事を配食する。 配食と同時に利用者の安否確認も行う。 【対象者】・65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ・高齢者のみの世帯に属する者 ・障害者等でこれらに準じる世帯に属する者 上記の者のうち食材の確保及び調理が困難な者に限る。 【利用回数】月～金の毎昼食の希望する日 【利用者負担】1食につき300円 【委託料】平成22年度予算額 栃木 25,920千円 大平 3,363千円 藤岡 10,023千円 都賀 1,947千円 【委託先】市内業者（業務可能な区域）</p>	<p>日常生活に支障があるひとり暮らし高齢者等に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に配食する。 【対象者】おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯等の方で、調理が困難な方 【利用回数】週3回（月・水・金） 【利用者負担】1食につき300円 【委託料】平成22年度予算額 1,220千円 【委託先】西方町社会福祉協議会</p>	合併時は現行のとおりとし、平成24年3月までに再編する。
	11			
5	紙おむつ交付事業に関する事	<p>寝たきり等の65歳以上の在宅で介護している家族に対し、紙おむつの購入費の一部を助成する。 【対象者】要介護3以上のものでおむつ等を必要とする者 ※2号被保険者も含む ※特に必要と認める者について配慮する。 【支給額】現金（現況を確認し口座振込み） 月額 3,500円</p>	<p>在宅の寝たきり高齢者等に紙おむつ等給付事業として、年間3万円のおむつ券を給付する。町内2か所の薬局で使用可能 【対象者】①寝たきり高齢者 ②認知症高齢者 ③重度心身障害児（者） 【基準日】2月1日、6月1日、10月1日 【支給額】10,000円分を年3回交付</p>	合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により平成24年3月までに統合する。
	15			
6	在宅ねたきり老人等介護手当支給事業に関する事	<p>在宅のねたきり老人又は認知症である老人を常時介護している者に対し、介護手当を支給する 【対象者】要介護3以上の老人等を在宅で介護している同居者 ※2号被保険者も含む 【支給額】現金（現況を確認し口座振込み） 月額 3,000円 年2回支給</p>	平成16年度廃止	栃木市の例により合併時に統合する。
	36			

様式2

栃木市・西方町合併協議会への報告（ランクB）

福祉部会 児童福祉分科会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
8	認定こども園に関すること	—	公立の幼稚園と公立の保育園により構成された幼 保連携型の認定こども園。 ・認定西方なかよしこども園 保育園（長時間利用児） 定員 90名 幼稚園（短期間利用児） 定員 140名	西方町の例により合併時に統合する。
	147			

様式2

栃木市・西方町合併協議会への報告（ランクB）

福祉部会 保健分科会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
1	初期救急医療施設の運營業務に関すること	○栃木地区急患センター 【指定管理者】 栃木市医師会 （1市2町（岩舟町、壬生町を含む）の代表として栃木市が契約） 平成21年度～平成23年度（公募外選定） 【委託業務内容】 休日 午前9時～午後9時（内科、外科） 平日夜間 午後7時～午後10時（内科） 【場所】 栃木地区急患センター（下都賀郡市医師会病院 隣り）	○休日夜間急患診療所事業として鹿沼市に委託 【委託業務内容】 休日 午前10時～午後5時（内科、小児科） 夜間（月・水・金） 午後7時～午後10時（内科、小児科） 【場所】 休日夜間急患診療所（鹿沼市市民センター内）	合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。
	11			

様式2

栃木市・西方町合併協議会への報告（ランクB）

福祉部会 保健分科会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
2	休日急患歯科診療所事業に関する事	該当なし	○鹿沼市に委託 【委託業務内容】 休日の歯科診療（午前10時～午後5時） 【場所】 休日急患歯科診療所（鹿沼市市民センター内）	合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。
	237			
3	救急業務推進事業（休日外科当番医）に関する事	該当なし *急患センターで対応 休日 午前9時～午後9時	○鹿沼市に委託 【委託業務内容】 外科在宅当番医 休日 午前9時～午後5時	合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。
	237			

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
2	道の駅に関する こと	<p>○道の駅みかも</p> <p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設「産地形成促進施設」 木造 地上1階建、 (延べ床面積 935.01 m²、建築面積 1,281.37 m²) <ul style="list-style-type: none"> ①農産物直売室 166.9 m² ②物産館 58.3 m² ③農産物加工販売室 83.4 m² (菓子加工室、アイスクリーム加工室、販売室) ④地域食材供給室 271.3 m² (72席) ・道路休憩施設 (国交省整備) 鉄筋コンクリート造 地上1階建 (延べ床面積 230.13 m²、建築面積 415.84 m²) <ul style="list-style-type: none"> ①トイレ 男性用 12、女性用 12、多目的 1 ②情報発信施設 大型ディスプレイ 2台、情報端末機 1台 ・駐車場 (国交省、市整備) <ul style="list-style-type: none"> ①小型車 83台 ②大型車 39台 ③身障者 3台 計 125台 ・みかも亭(休憩施設・市整備) 木造 地上1階建 (延べ床面積 112.62 m²、建築面積 137.76 m²) <ul style="list-style-type: none"> ①休憩室 1 82.81 m² (RC床) ②休憩室 2 29.81 m² (18畳和室) ・修景、外構 イベント広場、調整池 	<p>○道の駅にしかた</p> <p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設 「産地形成促進施設(農産物直売所)」 木造 地上1階建 (延べ床面積 280.00 m²、建築面積 292.00 m²) 「地域食材供給施設(農村レストラン)」 木造 地上1階建 (延べ床面積 394.75 m²、建築面積 416.75 m²) 「交流物産館」(H22.11.20～) 木造 地上1階建 (延べ床面積 150.75 m²、建築面積 150.75 m²) 「物産館」(~H22.11.19) 木造 地上1階建 (延べ床面積 65.36 m²、建築面積 54.61 m²) 「休憩施設」 木造 地上1階建 (延べ床面積 64.80 m²、建築面積 72.00 m²) ・道路休憩施設 「トイレ」 男性用 12、女性用 10、多目的 2 鉄骨造 地上1階建 (延べ床面積 142.12 m²、建築面積 209.95 m²) ・駐車場 (栃木県、町整備) <ul style="list-style-type: none"> ①小型車 116台 (県:58、町:58) ②大型車 17台 ③身障者 2台 計 117台 ・修景、外構 多目的広場、調整池 	<p>独自の施設であるため、現行のとおりとする。</p>
	214			

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
2	道の駅に関する こと	<p>【開館時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売所 万葉の里 9:00～18:00 ・物産館 こならの里 9:00～21:00 ・農産物加工販売 かあさんの台所 9:00～18:00 ・地域食材供給室 レストランしもつけ 10:00～19:00 <p>【休館日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火曜日（祝日の場合は翌日）、1月1日 ※物産館 こならの里と地域食材供給室 レストランしもつけは、火曜日も営業 <p>【組 織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所 市職員2名、JA派遣1名 	<p>【開館時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売所 ふれあいの郷 9:00～17:00（3月～11月） 9:00～16:00（12月～2月） ・物産館 さくら 10:00～17:00（3月～11月） 10:00～16:00（12月～2月） ・農村レストラン ふるさと一番 10:00～16:00 <p>【休館日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日、1月1日～3日 <p>【組 織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅長 町長 ・管理事務所 所長1名（町職員） 町職員3名（主幹1、副主幹1、嘱託1） 	
	214			

No.	事務事業名	現 況		調整内容																																								
	事務事業番号	栃木市	西方町																																									
2	道の駅に関する こと	<p>【運営状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営者 <p>市が施設管理を行っており、各施設（売り場）から施設使用料を売上の3%徴収している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>運営主体</th> <th>概要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物直売所 万葉の里</td> <td>J A しもつけ</td> <td>登録農家が生産した野菜等の販売</td> <td>生産者からは17.5%徴収</td> </tr> <tr> <td>物産館 こならの里</td> <td>道の駅みかも物産販売組合</td> <td>地元の商工品、土産品等の販売</td> <td>出品者からは20~30%徴収</td> </tr> <tr> <td>農産物加工室 かあさんの台所</td> <td>農村生活研究グループの有志者</td> <td>加工室にて製造した菓子、アイスクリーム等の販売</td> <td>まんじゅう、そばクッキー、ジェラートなど</td> </tr> <tr> <td>地域食材供給室 レストラン しもつけ</td> <td>J A しもつけ</td> <td>地元の野菜等を取り入れた食事の提供</td> <td>町内産の粉で製造したそば、うどん</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	運営主体	概要	備考	農産物直売所 万葉の里	J A しもつけ	登録農家が生産した野菜等の販売	生産者からは17.5%徴収	物産館 こならの里	道の駅みかも物産販売組合	地元の商工品、土産品等の販売	出品者からは20~30%徴収	農産物加工室 かあさんの台所	農村生活研究グループの有志者	加工室にて製造した菓子、アイスクリーム等の販売	まんじゅう、そばクッキー、ジェラートなど	地域食材供給室 レストラン しもつけ	J A しもつけ	地元の野菜等を取り入れた食事の提供	町内産の粉で製造したそば、うどん	<p>【運営状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営者 西方町（直営） <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>運営主体</th> <th>概要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理事務所</td> <td>西方町</td> <td>各施設の運営管理・経営、会計事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農産物直売所</td> <td>西方町</td> <td>登録農家が生産した野菜等の販売</td> <td>町手数料条例に基づき生産者から使用料を徴収（下記の表の通り）</td> </tr> <tr> <td>農村レストラン</td> <td>西方町</td> <td>地域食材を使用したメニューの提供、ジェラートは建物内にある加工室にて製造し提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流物産館</td> <td>商工会（H23まで委託予定）</td> <td>地元の商工品、土産品等の販売</td> <td>町手数料条例に基づき出品者から使用料を徴収（下記の表の通り）</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	運営主体	概要	備考	管理事務所	西方町	各施設の運営管理・経営、会計事務		農産物直売所	西方町	登録農家が生産した野菜等の販売	町手数料条例に基づき生産者から使用料を徴収（下記の表の通り）	農村レストラン	西方町	地域食材を使用したメニューの提供、ジェラートは建物内にある加工室にて製造し提供		交流物産館	商工会（H23まで委託予定）	地元の商工品、土産品等の販売	町手数料条例に基づき出品者から使用料を徴収（下記の表の通り）	
	施設名	運営主体	概要	備考																																								
農産物直売所 万葉の里	J A しもつけ	登録農家が生産した野菜等の販売	生産者からは17.5%徴収																																									
物産館 こならの里	道の駅みかも物産販売組合	地元の商工品、土産品等の販売	出品者からは20~30%徴収																																									
農産物加工室 かあさんの台所	農村生活研究グループの有志者	加工室にて製造した菓子、アイスクリーム等の販売	まんじゅう、そばクッキー、ジェラートなど																																									
地域食材供給室 レストラン しもつけ	J A しもつけ	地元の野菜等を取り入れた食事の提供	町内産の粉で製造したそば、うどん																																									
施設名	運営主体	概要	備考																																									
管理事務所	西方町	各施設の運営管理・経営、会計事務																																										
農産物直売所	西方町	登録農家が生産した野菜等の販売	町手数料条例に基づき生産者から使用料を徴収（下記の表の通り）																																									
農村レストラン	西方町	地域食材を使用したメニューの提供、ジェラートは建物内にある加工室にて製造し提供																																										
交流物産館	商工会（H23まで委託予定）	地元の商工品、土産品等の販売	町手数料条例に基づき出品者から使用料を徴収（下記の表の通り）																																									
	214																																											

No.	事務事業名	現 況		調整内容																																																																								
	事務事業番号	栃木市	西方町																																																																									
2	道の駅に関する こと	<p>・売上計画 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>計画 (H18)</th> <th>計画 (H20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物直売所</td> <td>96,000</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>物産館</td> <td>24,960</td> <td>31,200</td> </tr> <tr> <td>農産物加工販売室</td> <td>24,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>地域食材供給室</td> <td>56,000</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>200,960</td> <td>251,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施設使用料(道の駅みかも条例第9条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物直売室</td> <td>毎月売上金額の3%相当額</td> </tr> <tr> <td>農産物加工・販売室</td> <td>毎月売上金額の3%相当額</td> </tr> <tr> <td>地域食材供給室</td> <td>毎月売上金額の3%相当額</td> </tr> <tr> <td>物産館</td> <td>毎月売上金額の3%相当額</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>毎月売上金額の3%相当額 又は5,000円のいずれか高い額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 施設の光熱水費等は、利用者が負担する。</p>		施設名	計画 (H18)	計画 (H20)	農産物直売所	96,000	120,000	物産館	24,960	31,200	農産物加工販売室	24,000	30,000	地域食材供給室	56,000	70,000	計	200,960	251,200	施設区分	使用料	農産物直売室	毎月売上金額の3%相当額	農産物加工・販売室	毎月売上金額の3%相当額	地域食材供給室	毎月売上金額の3%相当額	物産館	毎月売上金額の3%相当額	その他の施設	毎月売上金額の3%相当額 又は5,000円のいずれか高い額	<p>・売上計画 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>計画 (H20)</th> <th>計画 (H)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物直売所</td> <td>194,400</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>農村レストラン</td> <td>77,760</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>交流物産館</td> <td>25,920</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>298,080</td> <td>330,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○町使用料及び手数料条例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>販売品目</th> <th>会員区分</th> <th>加入金</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農産物直売所、 農村レストラン、 交流物産館</td> <td rowspan="3">農産物・ 農産物加 工品等</td> <td>1号会員</td> <td>10,000円</td> <td>販売額の 15%</td> </tr> <tr> <td>2号会員</td> <td>10,000円</td> <td>販売額の 16%</td> </tr> <tr> <td>3号会員</td> <td>10,000円</td> <td>販売額の 20%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>1～3号 会員</td> <td>10,000円</td> <td>販売額の 40%以 内で町長 が別に定 める。</td> </tr> <tr> <td>その他の 施設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1㎡につ き日額 1,000円 町が指定 した区画 1区画に つき日額 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	計画 (H20)	計画 (H)	農産物直売所	194,400	200,000	農村レストラン	77,760	80,000	交流物産館	25,920	50,000	計	298,080	330,000	施設区分	販売品目	会員区分	加入金	使用料	農産物直売所、 農村レストラン、 交流物産館	農産物・ 農産物加 工品等	1号会員	10,000円	販売額の 15%	2号会員	10,000円	販売額の 16%	3号会員	10,000円	販売額の 20%		その他	1～3号 会員	10,000円	販売額の 40%以 内で町長 が別に定 める。	その他の 施設				1㎡につ き日額 1,000円 町が指定 した区画 1区画に つき日額 5,000円
	施設名	計画 (H18)	計画 (H20)																																																																									
農産物直売所	96,000	120,000																																																																										
物産館	24,960	31,200																																																																										
農産物加工販売室	24,000	30,000																																																																										
地域食材供給室	56,000	70,000																																																																										
計	200,960	251,200																																																																										
施設区分	使用料																																																																											
農産物直売室	毎月売上金額の3%相当額																																																																											
農産物加工・販売室	毎月売上金額の3%相当額																																																																											
地域食材供給室	毎月売上金額の3%相当額																																																																											
物産館	毎月売上金額の3%相当額																																																																											
その他の施設	毎月売上金額の3%相当額 又は5,000円のいずれか高い額																																																																											
施設名	計画 (H20)	計画 (H)																																																																										
農産物直売所	194,400	200,000																																																																										
農村レストラン	77,760	80,000																																																																										
交流物産館	25,920	50,000																																																																										
計	298,080	330,000																																																																										
施設区分	販売品目	会員区分	加入金	使用料																																																																								
農産物直売所、 農村レストラン、 交流物産館	農産物・ 農産物加 工品等	1号会員	10,000円	販売額の 15%																																																																								
		2号会員	10,000円	販売額の 16%																																																																								
		3号会員	10,000円	販売額の 20%																																																																								
	その他	1～3号 会員	10,000円	販売額の 40%以 内で町長 が別に定 める。																																																																								
その他の 施設				1㎡につ き日額 1,000円 町が指定 した区画 1区画に つき日額 5,000円																																																																								
214																																																																												

様式 2

栃木市・西方町合併協議会への報告（ランク B）

産業振興部会 農林分科会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
2	道の駅に関する こと		(1) 1号会員：町内に住所を有する者 (2) 2号会員：上都賀農業協同組合員及び栃木市に住所を有する者 (3) 3号会員：1号及び2号会員以外の者で町長の承認を得た者	
	214			

様式 2

栃木市・西方町合併協議会への報告（ランク B）

教育部会 学校教育分科会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
1	教育委員会に関する こと	教育委員会の事務を行う。 教育委員 5名 報酬（年額） 委員長 704,400円 委員 531,600円	教育委員会の事務を行う。 教育委員 5名 報酬（年額） 委員長 136,000円 委員 108,000円	協定項目 1.1 特別職の身分の取扱いの協議結果に基づき、合併時に再編する。
	1			
8	学校建設及び学校施設の耐震化に関する こと	快適な教育環境を確保するため、学校施設整備を行う。また、児童生徒の安全確保、地域住民の避難場所として耐震化を図る。	快適な教育環境を確保するため、学校施設整備を行う。また、児童生徒の安全確保、地域住民の避難場所として耐震化を図る。	栃木市及び西方町で計画又は実施している事業については、現行のとおり新市において継続する。
	27			

様式 2

栃木市・西方町合併協議会への報告（ランクC）

企画財政部会 企画分科会

No.	事務事業名	現 況					調整内容
	事務事業番号	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方町	
44	まちづくり支援に関すること	各地区の地域づくりのため、各まちづくり協議会（皆川・吹上・寺尾・国府）等と協働してまちづくりの支援を行っていく。	おおひらコンシェルジュ制度やまちの駅ネットワークおおひら等の活動に対して、支援を実施する。	まちづくり委員会の自立的活動に対して支援を行っていく。	大柿十文字西地区土地利用研究会が組織され、支援を行っていく。	協働のまちづくり支援事業を実施し、住民が主体的に取り組む地域づくり活動の支援を行っていく。	まちづくり団体等の意向を踏まえ、従来の実績を尊重しつつ、合併後、平成26年度までに調整する。
	106						

様式 2

栃木市・西方町合併協議会への報告（ランクC）

総務部会 消防交通分科会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
30	交通安全協会に関すること	交通事故防止を推進し、交通安全の確保を図るとともに、関係団体の育成及び各支部への指導・助言を行う。 栃木地区交通安全協会各支部（栃木、大宮、国府、皆川、吹上、寺尾、大平、藤岡、都賀）	交通事故防止を推進し、交通安全の確保を図るとともに、関係団体の育成及び支部への指導・助言を行う。 ※鹿沼地区・西方支部	交通安全協会に関する事務に差異があるため、合併後に再編する。
	96			
40	防犯協会に関すること	栃木地区防犯協会の各種事業への参加 栃木地区防犯協会の事務局	鹿沼地区防犯協会の各種事業への参加	防犯協会に関する事務に差異があるため、合併後に再編する。
	114			

様式 2

栃木市・西方町合併協議会への報告（ランクC）

福祉部会 保健分科会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
4	小児救急医療に関すること	<p>日曜日の夜間、初期小児救急医療を受けられるよう、診療を行う。1市1町（栃木市、岩舟町）で実施。栃木市が契約。</p> <p>【診療時間】 日曜日 午後7時～午後9時</p> <p>【場 所】 とちの木病院（委託契約）</p> <p>【執務医師】 栃木市内小児科医の輪番</p>	<p>休日夜間急患診療所事業（内科、小児科）で対応</p> <p>【診療時間等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日 午前10時～午後5時（内科、小児科） ・夜間（月・水・金） 午後7時～午後10時（内科、小児科） 	合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。
	14			

様式 2

栃木市・西方町合併協議会への報告（ランクC）

教育部会 学校教育分科会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	西方町	
41	教科書採択事務に関すること	<p>県教委の教科用図書選定委員会の審議結果をもとに作成された選定資料をもとに行う市教委の採択の事務手続きを行う。</p> <p>新市の教科書採択事務は、本庁学校教育課の所管とし、適正な教科書採択事務を進めるため、教科書選定委員会を設置する。</p> <p>〔委員構成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員 2人 ・小中学校長 2人 ・PTA代表者 2人 ・学識経験者 1人 <p style="text-align: right;">計7人</p>	<p>県教委の教科用図書選定委員会の審議結果をもとに作成された選定資料のもと、上都賀地区教科用図書採択協議会が採択を行う。</p>	栃木市の例により、合併後（平成24年4月まで）に統合する。
	81			